

みやぎ型管理運営方式
要求水準書（案）について

令和2年1月15日

要求水準について

- 要求水準とは
 - ・運営権者に要求する業務の水準
- 要求水準の基本方針
 - ・水道3事業は、県民や県内企業が生活又は事業活動を行う上で不可欠な公共サービスであることから、**安定的な経営**を求める
 - ・運営権者が遵守すべき**水質基準は、現行体制と同等**を求める

要求水準書の構成

第1. 総則

第2. 経営に関する要求水準

第3. 運営権設定対象施設における維持管理及び改築に係る業務に関する要求水準

第4. 運営権設定対象施設以外の施設等における維持管理業務に係る要求水準

第5. 本事業用地及び運営権設定対象施設等の保安等に係る業務に関する要求水準

第6. 土地、建築物及び工作物等貸付業務に係る要求水準

第7. 関連業務に関する要求水準

第8. 危機管理に関する要求水準

第9. 任意事業に関する要求水準

第10. 契約終了時の措置

太字箇所：第4回委員会にて特にご議論いただきたい点

第3回委員会における意見を踏まえた対応

- 関連業務 P93

- 研究機関等の要請に応じた試験研究等への協力について、その対象を下水のみから3事業に修正

第2. 経営に関する要求水準①

■ 事業計画の作成 P8

- 以下の計画書を作成し、県に提出することを求める。なお、各計画書の詳細内容については、県と協議の上、決定する。
- また、各計画書の内容に変更が生じた場合、運営権者は、県と協議の上、変更内容を決定し、変更後の各計画書を県に提出する。

書類の名称	内容	提出する書類の単位
全体事業計画書	本事業期間の経営及び事業運営に対する計画	全事業
中期事業計画書	料金期間ごとの経営及び事業運営に対する計画	全事業及び9個別事業ごと
年間事業計画書	単年度の経営及び事業運営に対する計画	全事業及び9個別事業ごと

■ 財務管理 P12

- 以下の書類を作成し、県に提出することを求める。
- 9個別事業に直接賦課することが困難な共通経費については、合理的な配賦基準に従って9個別事業に配賦すること。
- 配賦基準は、毎事業年度継続して適用する必要があり、みだりに変更してはならない。

	書類の名称等	提出する書類の単位	頻度
全事業	会社法計算書類及び附属明細書, キャッシュフロー計算書	全事業で1書類	年1回
	会計監査人による監査報告書	全事業で1書類	年1回
	9個別事業の貸借対照表, 損益計算書, キャッシュフロー計算書及び個別注記表	9個別事業ごと	年1回
	年間業務報告書【業務費用等を報告させることを検討中】	全事業及び9個別事業ごと	年1回
	月間業務報告書【業務費用等を報告させることを検討中】	全事業及び9個別事業ごと	毎月1回
任意事業	貸借対照表, 損益計算書, キャッシュフロー計算書及び個別注記表	事業単位ごと	年1回

第2. 経営に関する要求水準②

■ 情報公開及び説明 P13

- 本事業等は、重要な公共サービスであることを踏まえ、以下に掲げる事項を満たすとともに、適時、適正な情報を公平かつ継続的に公開し、経営の透明性の確保に努めることを求める。
 - 県が定める事項（事業計画書、監査済み財務諸表、監査報告書、年間維持管理報告書等【詳細は検討中】）について公開すること。
 - 事業運営に関する情報の積極的な公開に努めること。
 - 継続的で分かり易い情報公開に努めること。

第5. 本事業用地及び運営権設定対象施設等の保安等に係る業務に関する要求水準

P91

本事業用地及び運営権設定対象施設等の保安等に係る業務について

- 本事業用地，運営権設定対象施設、第二受水テレメータ室が立地する土地，第二受水テレメータ室，大和・富谷ポンプ場が立地する土地及び大和・富谷ポンプ場建物が対象である。
- 業務ごとに実施計画を策定し，第3.に示す運営権設定対象施設における維持管理に係る計画書に記載することを求める。
- 報告についても，第3.に示す運営権設定対象施設における維持管理に係る報告書に実施状況について記載することを求める。
- 第二受水テレメータ室が立地する土地，第二受水テレメータ室，大和・富谷ポンプ場が立地する土地及び大和・富谷ポンプ場建物については，区分経理を求める。

■ 本事業用地及び運営権設定対象施設等の保安

- 本事業用地及び運営権設定対象施設等への不法侵入や不法投棄，施設・設備の損壊等に対して，適切な防犯対策を講じること。

【本業務における要求水準未達の判断基準については検討中】

第9. 任意事業に関する要求水準

P 99

任意事業について

- 任意事業の実施には、事前の県による承認が必要（下記①及び②）。
- 運営権者が任意事業を実施する場合、その提案内容について要求水準書に運営権者の任意事業実施義務を定める。
- 任意事業は独立採算とし、区分経理を求める。
- 任意事業の実施にあたり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に基づく財産の処分が必要な場合は、県が必要な手続を行うが、補助金等の返還が必要な場合には、運営権者が相当額を負担すること。
- 必要な諸手続は運営権者の責任で行うとともに、任意事業に係る一切の費用や義務事業及び附帯事業に影響を与えた場合の損害等はすべて運営権者が負担する。

① 本事業用地及び運営権設定対象施設において実施する任意事業

- 本事業期間中においても、運営権者は任意事業を提案することができるものとするが、任意事業の提案は必須ではない。ただし、本事業期間中に当該事業について提案し、新たに実施する場合においては事前に県の承認を得ることを求める。

② 県内市町村等が事業主体である水道事業及び下水道事業に関わる事業等

- 本事業期間の範囲内において、県内市町村及び一部事務組合（以下「県内市町村等」という。）が事業主体である水道事業、下水道事業並びに水道事業及び下水道事業の類似事業に関わる業務を受託することができる。また、運営権者は県内市町村等から協議を求められた場合、これに応じる義務を負う。なお、業務の受託にあたり、事前に県の承認を得ることを求める。

③ 仙塩流域下水道事業における消化ガス発電施設の維持管理業務

- 消化ガス発電施設の所有者である民間事業者の合意が得られた場合、運営権者は当該発電施設の維持管理業務を受託することができる。

第10. 契約終了時の措置①

P 101

■ 施設機能確認 P101

- 契約終了日前1年から180日までの間に、運営権設定対象施設等及び譲渡対象資産を対象に、継続して運転管理することに支障のない状態（通常の経年変化によるものを除く。）であることの確認を求める。
- 9個別事業ごとに、当該施設機能確認時における健全度評価結果が2又は1の割合が本事業開始時又は本事業期間中における初回の健全度評価結果を上回らないようにすることを求める。
- 運営権者は、次の事項を記載した施設機能確認報告書を作成し、県へ提出することとしている。
 - 現地確認を含む施設機能確認結果
 - 運営権設定対象施設等の運転時の施設機能の発揮状況
 - 監視、運転操作及び制御に使用する各施設設備の調節状況
 - 運営権設定対象施設等に関する留意点

第10. 契約終了時の措置②

■ 引継ぎ事項

＜書類の整備＞ P101

- 以下の事項を含む引継ぎ文書を作成し、県へ提出することを求める。
 - 各運転操作マニュアル
 - 薬品、燃料、消耗品及び補修用資器材の在庫量の一覧
 - 県からの貸与品の一覧
 - その他関連資料

＜技術指導＞ P102

- 本事業期間終了時までの県が必要と認める期間、県又は県の指定する者に必要な技術指導を行うことを義務付ける。

＜引継ぎに係る手続き＞ P102

- 以下の事項に関して、県又は県が指定する者への協力等を求める。
 - 運営権者の従業員について県又は県が指定する者が転籍での受け入れを希望する場合における、従業員の意向確認等
 - 運営権者が締結している契約及び維持している許認可等について県又は県が指定する者が承継を希望する場合における、当該契約及び許認可等に関する契約相手方の意向確認又は許認可等の継続等
 - 県又は県が指定する者による本事業等の業務内容及び運営権設定対象施設等に関する調査（聞き取り調査及び本事業用地等への立ち入り調査を含む。）